



県内初「ファミリーシップ制度」の導入

2024年4月1日より、県内初となる「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」(以下、「ファミリーシップ制度」。)を導入します。

1.制度導入の目的

- 性的マイノリティの方々をはじめ、事情により婚姻制度や養子縁組を利用することができない方々の生きづらさの解消を図る。
- 多様な家族関係の在り方の認証制度を市が制定することで、多様な価値観を尊重し、育む環境を醸成する。

2.制度の概要

パートナーになれる対象	性的マイノリティの方々に限らない「すべてのカップル」(注1)
ファミリーになれる対象	宣誓の届出をする2人の内のいずれか一方の子(注2)又は親等の近親者

(注1)民法に規定する婚姻ができない続柄、いわゆる「近親者」ではないことが条件。また、民法上の婚姻制度によって、婚姻関係を結ばない異性同士も本制度の対象。

(注2)未成年の場合はパートナー関係の2人と同居することが条件。

3.利用可能な行政サービス

- ・公営住宅等の入居申し込み
- ・災害見舞金
- ・り災証明書の交付
- ・傷病者搬送証明書の交付
- ・身体障害者などに対する軽自動車税(種別割)の減免